

## 登別市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度の障害を有し日常生活上において、一般交通機関を利用することが困難な障害者に対して、タクシーを利用する場合における費用の一部を助成することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱に基づき福祉タクシーを利用することができる者は、登別市の住民基本台帳に登録されている在宅者(入院中の者及び福祉施設入所者等を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、登別市身体障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(昭和56年訓令第3号)の規定により助成金を受給している者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級の視覚障害者、下肢及び体幹の肢体不自由者並びに心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有するもの
- (2) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により示された「療育手帳制度要綱」第2に基づき療育手帳の交付を受けている者のうち「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第三・1(1)に定める重度の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

### (実施方法)

第3条 前条による助成対象者に対する助成は、登別市重度障害者福祉タクシー利用券(以下「利用券」という。)を交付して行うものとする。

### (助成内容)

第4条 助成は、対象者が利用したタクシー料金のうち、基本料金(当該年度4月1日現在の小型車相当分)とし、1人月3回年36回を限度として助成するものとする。ただし、第9条に掲げる事業者の行う「身体障害者及び知的障害者割引制度」

の適用を受ける場合には、割引後の額とする。

(交付申請及び決定)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに利用券交付の可否を決定し、登別市重度障害者福祉タクシー利用券交付決定、却下通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに利用券を交付するものとする。

(利用券の有効期間)

第6条 利用券の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、年度途中で利用券の交付を受けた場合は、交付決定の日から翌年の3月31日までとする。

(利用券の再交付)

第7条 利用券の再交付は、汚損等による現物引き換え以外は行なわないものとする。

(利用方法)

第8条 利用券の交付を受けている者（以下「利用者」という。）が福祉タクシーを利用するときは、必ず身体障害者手帳を所持し、乗車の際運転手に提示し、利用券を渡すものとする。ただし、基本料金を超えた場合は、その差額は利用者が支払わなければならない。

2 利用者で介護を必要とする者は、必ず介護者が同乗するものとする。

(利用タクシーの範囲)

第9条 利用者が利用できるタクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定に基づき一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者で、市長と重度障害者福祉タクシー事業に係る覚書を締結したものが当該事業の用に供するタクシー。

(利用資格の喪失及び届出)

第10条 利用資格は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 入院及び福祉施設に入所したとき。
- (3) 障害の変化により助成対象者でなくなったとき。
- (4) 登別市民でなくなったとき。

2 前項により利用資格喪失したときは、登別市重度障害者福祉タクシー利用資格喪失届（別記様式第3号）により、速やかに届出るものとする。

(返還)

第11条 前条第1項各号に該当する場合は、直ちに利用券を返還しなければならない。

2 市長は、偽りその他不正な手段により利用券を取得し、又は譲渡し、本人以外の者に使用させたことが明らかな場合は助成対象料金を市に返還させることができる。

(交付台帳の整備)

第12条 市長は、登別市重度障害者福祉タクシー利用券交付台帳(別記様式第4号)を備え交付状況を明確にしておくものとする。

(施行細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び書式は、市長が別に定める。

附 則(昭和57年訓令第2号)

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年訓令第5号)

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年訓令第15号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成4年訓令第1号)

この訓令は、平成4年2月1日から施行する。

附 則(平成6年訓令第4号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年訓令第6号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前に、この訓令による改正前の登別市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の規定により交付された利用券は、この訓令により交付された利用券とみなす。

附 則(平成17年訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第23号）

この訓令は、平成17年8月2日から施行する。

附 則（平成21年訓令第11号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

登別市重度障害者福祉タクシー利用券  
交 付 申 請 書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

登別市重度障害者福祉タクシー助成事業実施要綱に基づき、下記のとおり福祉タクシー利用券の交付を申請します。

記

住 所		電 話 番 号	
氏 名		生 年 月 日	
手 帳	身体障害者手帳番号 療育手帳番号 精神障害者保健福祉手帳番号	号 級 号A判定 号1級	年 月 日交付 年 月 日交付 年 月 日交付
障 害 名			
備 考			

※ 上記のとおり申請があったので利用券を交付してよろしいか伺います。

決 裁 欄				

別記様式第2号（第5条関係）

登別市重度障害者福祉タクシー利用券  
交付決定・却下通知書

年 月 日

様

登別市長

印

年 月 日付により申請のありました重度障害者福祉タクシー利用券について、交付決定・却下しましたので通知します。

（却下理由）

別記様式第3号（第10条関係）

登別市重度障害者福祉タクシー  
利用資格喪失届

年 月 日

登別市長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

福祉タクシー利用資格が下記理由により喪失しましたので届出します。

記

利 用 券 番 号	第 号
住 所	登別市 町 丁目 番地
氏 名	
資 格 喪 失 年 月 日	
備 考	

※ 上記のとおり資格喪失の届出があったので、利用券交付台帳から抹消してよろしいか伺います。

決 裁 欄				

